

関係機関

各市町相談支援委託事業所

相談室こころ 0547-46-5561
(島田市・牧之原市・川根本町)
生活支援センターやまばと 0548-29-0223
(島田市・牧之原市・吉田町)
相談支援事業所 暁 054-620-9202
(焼津市)
生活支援センターわおん 054-624-3077
(焼津市)
天竜厚生会アクシア藤枝 054-639-0325
(藤枝市)
生活支援センターツバサ 0548-53-2610
(牧之原市)

各市町の障害福祉担当窓口

島田市 0547-36-7154
焼津市 054-626-1127
藤枝市 054-643-3149
牧之原市 0548-23-0072
吉田町 0548-33-2104
川根本町 0547-56-2224

医療機関

焼津病院 054-628-9125
藤枝駿府病院 054-641-3788

公益社団法人 静岡県宅地建物取引業協会



県内約2900社が加入する業界団体です。本来の不動産取引業務の他、
公益社団法人として、ボランティア活動等の社会貢献事業を行っています。
しだはい支所は県下東中西3支部の中部支部に所属し、島田市・焼津市・
藤枝市・牧之原市・吉田町・川根本町の会員により構成されています。

中部支部 しだはい支所 電話：054-634-2600

志太榛原地域自立支援推進会議 地域移行・地域定着支援専門部会

志太榛原地域に在住する障害のある方々が、その人らしく安心・安全にくらし続けることが
出来るための仕組みづくりをする協議会です。
構成員は4市2町、相談支援事業所、医療機関及び静岡県中部健康福祉センター等。

事務局 静岡県中部健康福祉センター 電話：054-644-9281



この仕組みを通じ、

障害のある方への理解が進むことを願います。

平成28年2月発行

障害があっても地域でくらす！

～障害のある方への住宅斡旋の仕組みを利用して～



目的

私たちは、誰もが希望する場所に安心して
住み続けることができる社会の実現を目指します。
そのための一歩として、障害のある方が住まいを探そうとする時
困難さを解消するための住宅斡旋の仕組みをつくりました。

背景

志太榛原地域には、障害のある方が住宅を探す際、
希望する住宅を円滑にみつけるための
仕組みがない現状があります。

住宅斡旋のながれ

相談支援事業者等が障害のある方と
仲介業者、家主さんのお手伝いをします

本人
家族
行政・医療機関
相談支援事業所

宅建協会
しだはい支所

仲介業者
家主さん

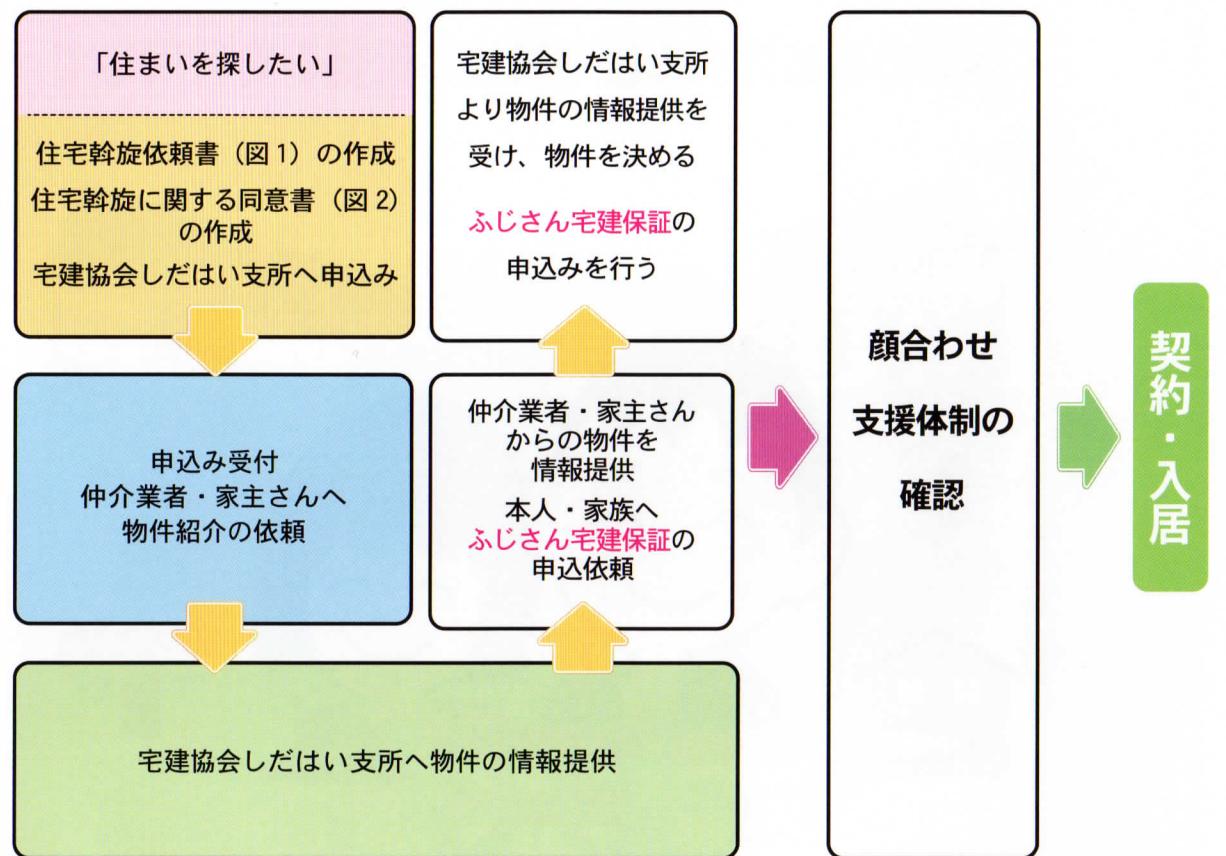


図1

Fax:054-634-2601		
住宅斡旋依頼書		
(公社)静岡県宅地建物取引業協会 中部支部しだはい支所 御中		
平成 年 月 日		
依頼者	機関名: 電話: Fax: 担当者:	
入居希望者概要	年齢: 職業: 性別: 男 女	希望地区: (第一) 希望地区: (第二)
経済状況: 円/月		
その他 ()		
入居希望日: 月ごろまで		
家賃希望額: 万 千円		
希望する仲介業者の有無: 無 有 ()		
<通信欄>		
<返信欄>		
返信先:	Fax:	担当者: 様宛
返信者:	Fax:	担当者:
対応可能仲介業者:	連絡先	担当者:
その他		

図2

住宅斡旋に関する同意書		
氏について、下記の内容に同意します。		
記		
1. 「住宅斡旋支援グループ」と関係者との連携を密にし、都度に応じて情報交換に努める。 2. 入居希望者の入居決定後、入居者へのフォローアップ体制を整えるとともに、その内容を確認しあう。 3. 入居者の日常生活のフォローを行い、万が一不測の事態が生じたる場合は、住宅斡旋支援グループに速やかに連絡するとともに、対応に努める。		
以上		
平成 年 月 日		
同意者 (住宅斡旋支援グループ)		
(公社)静岡県宅地建物取引業協会 中部支部 しだはい支所 藤枝市田沼3丁目1番9号 054-634-2600		

*図2については、一人ひとりに合わせた支援チームとなるため、構成員は異なります。

住宅斡旋についてお答えします。

～仲介業者さん・家主さんへ～

Q

障害のある方への対応に困った時、相談するところはありますか？

A

「住宅斡旋に関する同意書(図2)」に記入されている住宅斡旋支援グループの相談支援事業所等へご連絡ください。

Q

ふじさん宅建保証はどういうものですか？

A

何らかの事情により家賃の滞りがあった場合、保証会社が家賃を代行納入する保証制度です。但し、入居者の方がお支払いただくことが原則となります。

〈仲介業者や家主さんの声〉

当初は心配なことがありましたが、支援体制が整っていることを知り、安心してお貸しできました。入居された方も一般の方と変わらぬ生活を送っていただいています。

～利用される方へ～

Q

住まいを探していますが、住宅斡旋依頼書はどこにありますか？

A

裏面の関係機関に記載されている機関にあります。ご相談ください。

Q

申込み後、どれくらいの期間で物件の情報が得られますか？

A

2週間程度です。ただし、希望する条件によって期間は異なります。

〈利用された方の声〉

緊急時の体制があり安心できる。応援してくれる体制があったので、心強い。

平成28年4月から障害者差別解消法が施行

国土交通省から「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が作成され、不動産等についても示されています。

国土交通省

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000104.html

国土交通省 障害者差別解消法

検索